

参考添付

保健所行動計画に関する参考資料

見出し	概要	項
新旧対照	北部保健所行動計画（R5－R6比）	P 2 ～ P 4
R5_検証	R5_北部保健所行動計画 検証結果（実績、評価）	P 5 ～ P10
公表	保健所行動計画のホームページ掲出	P11
参考	用語解説 ～危機管理対処計画／感染症予防計画／医療措置協定～	P12 ～ P15

I 健康危機管理の拠点としての機能の充実

	旧 【R5計画】	検証 (今後の方向性、改善計画等)	新 【R6計画】
平時からの体制、事案発生時の対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、幅広い医療機関で診療・検査及び入院対応ができるよう、医療機関の院内感染対策強化を支援するとともに、高齢者施設等のハイリスク集団については、感染拡大防止のための支援を継続します。 	<p>-----</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow;"> 新型コロナにつき、R6.4月からは通常の医療提供体制に完全移行したため ※治療薬等の医療費の公費支援も終了 </div>	<p>(削除)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理体制を整備するため、健康危機管理連絡会を開催します。 今後の新興・再興感染症に対応できる健康危機管理体制構築に向け「健康危機管理対処計画」策定に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理事案発生時の未然防止のために、平時から関係機関で体制を整備するとともに、事例発生時には迅速かつ適切な対応を行う 健康危機事案の発生時の具体の対応について対処計画も踏まえた関係機関との合同訓練や協議等を重ね、北部圏域の対応力の一層の向上に努めていく 	<ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理体制を整備するため、健康危機管理連絡会を開催します。 今後の新興・再興感染症に対応できる健康危機管理体制構築に向けて策定した健康危機管理対処計画（感染症編）の実践及び定期的な評価、改訂並びに医療措置協定締結に係る支援に取り組めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理情報をタイムリーに発信します。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きリアルタイムの感染症情報を提供することにより、感染症のまん延防止に努めていく 	<ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理情報をタイムリーに発信します。
食品・生活衛生対策等	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月の食品表示法の完全施行、令和3年6月から改正食品衛生法が完全施行されたが、不適切な運用が散見されるため、運用状況についてフォローします。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き新規許可及び更新許可時におけるHACCPの必要性を説明し、適切な運用を図っていく 令和6年度は県内で複数の大規模イベント開催が予定されることから、関係する宿泊施設や飲食店、土産品製造者の監視や収去検査後の立入などを通じて、HACCPの運用状況を確認し、さらなる定着を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月に食品表示法が完全施行、令和3年6月に改正食品衛生法が完全施行されたが、不適切な運用が散見されるため、運用状況についてフォローします。
	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーによる事故対策のため、食品製造業者への立入指導を行うとともに、注意喚起を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 「くるみ」の表示については、令和7年3月31日までが経過措置期間となっているので、周知を徹底する 	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーによる事故対策のため、食品製造業者への立入指導を行うとともに、注意喚起を行います。

新興感染症等への対応に備え危機管理の充実に向けて



目標指標 (新) (妙)

新 【R6計画】

- 健康危機管理対処計画の実践及び評価等【1回】
- 医師会等の関係機関との協議等 (医療措置協定締結に係る支援を含む。)【随時】
- 感染症予防計画で設定する数値目標 (入院病床数68、発熱外来機関58、地域の感染症対応力向上に向けた研修・訓練)
- 医療機関や消防等との感染症対応力向上に向けた研修・訓練【1回】



【Q】対処計画、予防計画
▶ 別葉「用語解説」参照

II 健康寿命日本一に向けた取組

	旧 【R5計画】	検証 (今後の方向性、改善計画等)	新 【R6計画】
健康づくりの推進	・健康寿命延伸に向けた関係機関の横断的な取り組みを推進するため「地域・職域健康づくり検討会」を開催します。	・健康寿命延伸に向け、青壮年期からの健康づくり対策を推進する	・健康寿命延伸に向けた関係機関の横断的な取り組みを推進するため「地域・職域健康づくり検討会」を開催します。
	・コロナ禍でのマスク生活の長期化によって露見された、乳幼児の咬合異常や高齢者の口腔機能低下等の歯科保健上の健康課題解決のため地域歯科保健検討会を開催します。	・引き続き、事業所を単位とした健康づくり推進に向け、健康経営事業所の質の向上を目指すとともに、食の健康応援団等食環境の整備にも取組む	・コロナ禍でのマスク生活の長期化によって露見された、乳幼児の咬合異常や高齢者の口腔機能低下等の歯科保健上の健康課題解決のため地域歯科保健検討会を開催します。
	・青壮年期の健康保持増進対策を推進するため、関係機関と連携し健康経営事業所認定事業所の拡大と質向上を図ります。	・13指標を活用した地域の健康課題解決に向け、各市が行なう健康づくり事業への支援を行なう	・青壮年期の健康保持増進対策を推進するため、関係機関と連携し健康経営事業所認定事業所の拡大と質向上を図ります。
	・受動喫煙防止対策なさらなる推進のため、指導や普及啓発・健康教育を行います。		・受動喫煙防止対策なさらなる推進のため、指導や普及啓発・健康教育を行います。
	・糖尿病重症化予防のため、市町村国保事業の支援や連携のための検討会を行います。		・糖尿病重症化予防のため、市町村国保事業の支援や連携のための検討会を行います。
地域包括ケアシステムの深化等	・「入退院時情報共有ルール」の運用定着に向けた啓発を実施します。	・引き続き、各市における在宅医療・介護連携の取組を支援する	・「入退院時情報共有ルール」の運用定着に向けた啓発を実施します。
	・在宅医療や訪問看護等との連携強化とあわせて、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及・定着に努めます。	・高齢者にとどまらず、精神障がい者や難病患者にも対応した地域包括ケアシステムの深化に向けて、関係機関との連携・協働による支援体制の構築に取り組む	・在宅医療や訪問看護等との連携強化とあわせて、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及・定着に努めます。
	・精神障害者や難病患者等にも対応できるよう地域包括ケアシステムの深化が求められていることから、地域課題の抽出、関係機関との連携・協働による支援体制の構築に取り組めます		・精神障害者や難病患者等にも対応できるよう地域包括ケアシステムの深化が求められていることから、地域課題の抽出、関係機関との連携・協働による支援体制の構築に取り組めます。

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

旧 【R5計画】	検証 (今後の方向性、改善計画等)	新 【R6計画】
<ul style="list-style-type: none"> すべての主体が参加する美しく快適な県づくりを推進するため、環境教育を推進します。 豊かな水環境保全を推進するため、工場・事業所への立入調査を実施します。 廃棄物の適正処理を推進するため、事業者への監視指導を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> おおいたうつくし作戦の取組の裾野拡大と担い手の確保を進めるため、市町村と連携し、環境教育参加者数の更なる増加を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> すべての主体が参加する美しく快適な県づくりを推進するため、環境教育を推進します。 豊かな水環境保全を推進するため、工場・事業所への立入調査を実施します。 廃棄物の適正処理を推進するため、事業者への監視指導を実施します。

Ⅳ 保健所業務のデジタル化による県民サービスの向上

旧 【R5計画】	検証 (今後の方向性、改善計画等)	新 【R6計画】
<ul style="list-style-type: none"> 県民サービスの維持・向上を図るため、保健所業務のICT等を活用した業務効率化を推進します。 業務のデジタル化を推進するため、電子申請を<u>導入した業務を実施します。</u> ホームページを活用し、情報発信に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉保健部DX化PTや関係各課と連携しながら、引き続き、デジタル化による業務効率化及び県民サービスの向上に向けた取組みに努めていく 	<ul style="list-style-type: none"> 県民サービスの維持・向上を図るため、保健所業務のICT等を活用した業務効率化を推進します。 業務のデジタル化を推進するため、電子申請を<u>導入します。</u> ホームページを活用し、情報発信に努めます。

目標指標 (妙)

新 【R6計画】

行政手続きの電子化
 ・公金収納窓口での実施 (R6年度中)

6/3～：窓口公金収納の
 キャッシュレス対応済



I 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ～平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実～

事業の実施状況

- 1 健康危機管理体制の強化
 - (1) 全所体制整備及び人材育成
 - ・災害時等を想定した研修会・実地訓練 (北部：2回 (8/8・2/14)、豊後高田：2回 (8/30・1/15))
 - (2) 「健康危機管理対処計画」の策定及び関係機関との連携強化
 - ・危機管理連絡会の開催 (1回 8/24)
 - ・医師会等の関係機関との協議 (北部：1回 (10/24)、豊後高田：2回 (6/21・9/14))
- 2 感染症の発生予防と拡大防止対策の強化
 - (1) 新型コロナウイルス感染症5類移行に向けた支援
 - ・感染管理認定看護師と連携した現地支援 (8医療機関 (5月))
 - ・陽性者発生時の高齢者施設等への支援 (北部：要望なく実施実績なし、豊後高田：12か所相談対応)
 - (2) 社会福祉施設等を対象とした調査の実施 (高齢者施設向け調査：1回)
 - ・感染症予防研修会の開催 (北部：1回 (12/15)、豊後高田：2回 (6/20・1/16))
 - (3) 医療機関立ち入り検査時の院内感染対策確認件数
 - ・立ち入り医療機関数 (重点：感染症対策 北部：50か所、豊後高田：10か所)
 - (4) 健康経営事業レポート、食協だよりを活用した普及啓発 (2回)
- 3 健康危機管理情報の提供
 - (1) 「あなたの街の感染症情報」の更新 (毎週1回)

事業の成果等

- 1 (1) 訓練を通して、職員の災害初動対応の理解・対応力の向上につながった。
- (2) 健康危機管理対処計画を策定し、有事に備えた組織体制強化の推進が図れた。
- 2 (1) 院内ラウンド、質疑応答も交えたことで、顔の見える関係性づくりの他、参加医療機関の意識醸成、実現可能な感染対策の具体的な検討等が行われたことで、北部圏域の院内感染対策の向上が図れた。
- (2) 施設向け調査により、施設の感染症対策等の実態を把握した。また、研修会で調査結果を報告し、各施設の感染症対策の振り返りの機会へつながった。
- (3) 新型コロナ対応の経験も踏まえた院内感染対策等について必要な助言・指導等を行う等、適正な地域医療提供体制の構築を図った。
- 3 (1) 関係者、一般住民へタイムリーな感染症情報を発信し、感染症の蔓延防止を図った。

今後の方向性・改善計画等

- ・健康危機管理事案発生時の未然防止のために、平時から関係機関で体制を整備するとともに、事例発生時には迅速かつ適切な対応を行う。
- ・引き続きリアルタイムの感染症情報を提供することにより、感染症のまん延防止に努めていく。
- ・健康危機事案の発生時の具体の対応について対処計画も踏まえた関係機関との合同訓練や協議等を重ね、北部圏域の対応力の一層の向上に努めていく。

I 健康危機管理の拠点としての機能の充実
～食品衛生法改正とイベント・観光再開に伴う食品・生活衛生対策（営業施設の指導等）の推進～

事業の実施状況

- 1 HACCP導入後の定着に向けた支援
(1) 営業許可更新時等の確認 (北部294施設、豊後高田111施設)
- 2 食物アレルギーによる事故対策
(1) 食品製造業者への監視 (北部58回、豊後高田9回)
- 3 食品表示法の普及・啓発
(1) 食品衛生責任者実務講習会等での指導 (北部4回、豊後高田8回)
(2) 新規営業許可取得時の指導 (北部58施設、豊後高田5施設)

事業の成果等

- 1 (1) 旧法から新法の更新時にHACCPの概要と必要性を説明し、理解を得ながら導入支援を行った。
また、県のHACCP検証事業を活用し、HACCPの記載事項の定期的な見直しの支援も行った。
- 2 (1) アレルギー物質を対象とした収去調査時や営業許可更新時に、使用原材料のアレルギー表示の再確認、製造設備の洗浄方法の確認などの事故対策の指導を行った。
- 3 (1) 食品衛生実務講習会等において食品表示制度の説明を行うとともに、量販店や直売所において表示監視を行った際にも、不適切な表示については、個別に指導を行った。
(2) 各製造業の新規許可申請者を対象に食品表示制度の概要の説明を行った。

今後の方向性・改善計画等

- ・引き続き新規許可及び更新許可時におけるHACCPの必要性を説明し、適切な運用を図っていく。
また、令和6年度は県内で複数の大規模イベント開催が予定されることから、関係する宿泊施設や飲食店、土産品製造者の監視や収去検査後の立入などを通じて、HACCPの運用状況を確認し、さらなる定着を推進する。
- ・「くるみ」の表示については、令和7年3月31日までが経過措置期間となっているので、周知を徹底する。

II 健康寿命日本一に向けた取組 ～健康づくりの推進～

事業の実施状況

- 1 健康寿命延伸に向けた北部地域関係機関との連動による取組推進
 - (1) 地域・職域健康づくり検討会の開催 (1回 (1/29))
 - (2) 地域歯科保健検討会の開催 (北部：1回 (3/7)、豊後高田：1回 (11/14))
- 2 事業所を単位とした健康づくりの推進
 - (1) 健康経営認定事業所の拡大と質向上 R4：131 → R5：127 (新規認定 中津2、宇佐1、豊後高田0)
 - (2) 職場の健康づくりセミナーの開催 (1回 (11/28))
 - (3) 食の健康応援団登録店拡大 新規45店舗 R4：49 → R5：102
- 3 市町村国保保健事業の支援強化
 - (1) 糖尿病性腎症重症化予防にかかる検討会の実施 (北部：各市1回 中津市：7/6、宇佐市：7/19)
(豊後高田：2回 (10/26、3/21))
- 4 受動喫煙防止対策にかかる現地指導・普及啓発 (北部：219回 2月末現在)
(豊後高田：60回 2月末現在)

事業の成果等

- 1 (1) 地域・職域健康づくりに関わる機関が、北部圏域の課題を理解し、北部圏域の青壮年期の健康づくり対策の方向性を共通認識できた。
(2) 高齢者（特に要介護）の介護を行なう介護職等を対象に研修会を実施し、誤嚥性肺炎の予防も視野にいた口腔ケアの重要性を周知できた。
- 2 (1) 報告書の提出数が少なく、認定事業所数は、減った。
(2) 職場の健康づくりセミナーを開催し、健康経営事業所の質の向上につながった。
(3) 食の健康応援団については、旧基準からの移行や、大分県栄養士会の協力もあり登録店舗拡大につながった。
- 3 (1) 検討会を開催し、北部圏域における糖尿病性腎症重症化予防体制整備を推進することができた。
- 4 受動喫煙防止対策にかかる現地指導・普及啓発は計279回行い、現地での助言・指導、電話等での相談に応じた。

今後の方向性・改善計画等

- ・健康寿命延伸に向け、青壮年期からの健康づくり対策を推進する。
- ・引き続き、事業所を単位とした健康づくり推進に向け、健康経営事業所の質の向上を目指すとともに、食の健康応援団等食環境の整備にも取り組む。
- ・13指標を活用した地域の健康課題解決に向け、各市が行なう健康づくり事業への支援を行なう。

II 健康寿命日本一に向けた取組 ～地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進～

事業の実施状況

1 地域包括ケアシステムの深化

(1) 在宅医療・介護連携の推進

①在宅医療・介護連携推進会議の開催 (1回 3/19)

②各市が設置する議会・部会等への参画 (3市 中津市：在宅医療・救急医療連携部会 宇佐市：在宅医療・介護連携推進協議会、多職種連携推進検討部会 豊後高田市：在宅医療・介護連携推進会議 在宅医療介護連携会議)

③北部地域医療構想調整会議の開催 (2回 9/8、2/6)

(2) 自立支援型ケアマネジメントの推進

①地域ケア会議への参画・助言 (3市 中津市：3回 宇佐市：9回 豊後高田市：14回)

②介護予防事業にかかる連絡会議の開催 (3市 中津市・宇佐市：8/23 豊後高田市：4/25・3/21)

2 多職種連携に向けた支援

(1) 入退院時情報共有ルール運用にむけた啓発 (2医療機関)

(2) 医療・介護看護職の相互交流の実施 (北部：参加所属19機関 送り出し機関8カ所 受け入れ機関15カ所)
(豊後高田：参加所属7機関 送り出し機関6カ所 受入機関6カ所)

3 在宅療養における支援体制の推進

(1) 精神障がい者に関する会議 (5回 8/17・9/4・12/7・2/13・3/11)

(2) 難病患者療養支援検討会 (1回 2/28)

事業の成果等

- 1 (1) -① 各市の在宅医療・介護連携推進事業にかかる取組み等の情報共有・検討の機会を設け、北部圏域における事業の推進を図った。
- (1) -② 各市が設置する部会に参加し、在宅医療・介護連携推進の課題について助言を行った。
- (1) -③ 将来の医療需要と地域の医療提供体制の現状を把握し、医療機関相互の役割分担、連携に向けた議論を行った。
- (2) -① 各市の地域ケア会議に参加し、助言指導を行なった。
- (2) -② 北部圏域介護予防検討会を開催し、両市の介護予防事業の課題の共有・情報交換を行なうことができた。
- 2 (1) 医療機関の入退院支援担当者へ、入退院時情報共有ルールの説明を行い、ルールを認識してもらうことができた。
- (2) 計26施設から計39人の参加者があり、体験者、受入機関それぞれの相互理解が深まり、多職種連携の強化が図れた。
- 3 (1) 地域包括ケアシステムに係る地域課題の抽出や対応策を協議し、医療・福祉・行政の連携による重層的な支援体制の構築を図った。
- (2) 難病患者の療養生活における課題に対してアセスメントや対応策を具体的に協議でき、関係機関との連携強化に繋がった。

今後の方向性・改善計画等

- ・引き続き、各市における在宅医療・介護連携の取組を支援する。
- ・高齢者にとどまらず、精神障がい者や難病患者にも対応した地域包括ケアシステムの深化に向けて、関係機関との連携・協働による支援体制の構築に取り組む。

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

事業の実施状況

実績は2月末現在

- 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり
(1) 環境教育参加者数 (目標：延べ250人、北部：3,833人、高田実績：258人)
- 2 豊かな水環境保全の推進
(1) 工場・事業場への立入調査 (目標：40回、北部：98回、高田実績：15回)
- 3 廃棄物の適正処理の推進
(1) 事業所の監視回数 (目標：100回、北部実績：230回、高田実績：21回)
(2) 不法処理防止連絡協議会開催 (目標：1回、北部実績：1回、高田実績：1回)

事業の成果等

- 1 (1) 環境教育アドバイザー制度等を活用し、環境教育の充実を図った。
- 2 (1) 工場・事業場の排水の行政検査を行うとともに、任意の立入指導を行い、排水の適正処理を推進した。
- 3 (1) 事業所に対する任意の立入指導を行い、廃棄物の適正処理を推進した。
(2) 7月19日(北部)、10月23日(高田)に不法処理防止連絡協議会を開催し、関係機関の連携を深めた。

今後の方向性・改善計画等

おおいたうつくし作戦の取組の裾野拡大と担い手の確保を進めるため、市町村と連携し、環境教育参加者数の更なる増加を目指す。

IV 保健所業務のデジタル化による県民サービスの向上

事業の実施状況

- 1 行政手続きの電子化
 - (1) キャッシュレス手続きの導入
キャッシュレス端末・自動釣銭機の導入 (R6年3月。窓口での公金収納はR6年4月から)
- 2 ICT等を活用した業務効率化の推進
 - (1) 業務工程の見直し
・各課単位での検討 (各課単位で検討を1回以上実施、生成AIの活用、アプリ作成に取り組んだ)
 - (2) 業務のデジタル化の推進
・電子申請を導入した業務 (電子申請: 3業務、アンケート調査: 54業務)
- 3 住民等に向けた積極的な情報発信
 - (1) ホームページの活用
・電子媒体での様式配布等 (随時)
 - (2) SNSの活用
・各種業務の広報、普及啓発活動 (随時) ・研修会等のWeb配信 (3回以上)

事業の成果等

- 1 キャッシュレス手続きの公金収納はR6年4月から導入予定。
- 2 (1) 所内WGで各課単位での検討等を主導し、各課1回以上の検討を実施。Kintoneと生成AIを活用した取組みを行った。
 - ・収容犬・収容猫の管理アプリを作成。抑留通知書や返還申出書が出力できるExcelマクロを作成することにより、犬の収容から返還に至る一連の業務効率化を行った。【生活衛生・環境班】
 - ・ICT導入業務の検討を実施(1回)【健康安全企画課】
- (2) (1)の検討を踏まえ、電子申請、アンケート調査等でのgrafferを活用推進
 - ・3業務^[*1]に電子申請を導入した。【生活衛生・環境班】
 - *1…①環境教育の物品貸出申請 ②犬の譲渡前講習会の申し込み ③猫の譲渡前講習会の申し込み
 - ・54業務のアンケート調査等^[*2]でgrafferを活用した。【各課】
 - *2…健康危機管理麻しん風しん対策合同連絡会議、研修会、訓練振返り、各種調査(施設フェイスシート、入退院情報共有ルール窓口)等
- 3 (1) 中津市民・宇佐市民向けの新型コロナウイルスHPを作成し、情報発信に努めた。また、申請・届出関係のページを利用者視点で見直す取組み強化月間を設け、アクセシビリティにも配慮した分かり易い表示に改める等(5業務)【生活衛生・環境班】
- (2) 衛生課のInstagramにおいて、食中毒注意報等の情報を適時、更新(6月等、計6回)【食品衛生・薬事班】

今後の方向性・改善計画等

福祉保健部DX化PTや関係各課と連携しながら、引き続き、デジタル化による業務効率化及び県民サービスの向上に向けた取組みに努めていく。

アクセス方法①：大分県ホームページから、「ページ番号を入力」欄に「2260753」を入力し「検索」



アクセス方法②：北部保健所のホームページから、「北部保健所・豊後高田保健部 行動計画」をクリック



危機管理対応計画

： 平時から感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるための計画

策定：R6.2月

- * 都道府県の策定義務（地域保健基本指針）
- * 予防計画との整合性を確保
- * 実践型訓練の実施や、今後の健康危機対応を踏まえ、適宜、見直し

保健所における健康危機対応計画(感染症)策定ガイドライン概要

健康危機にしっかりと対応できる保健所体制を構築するため、新型コロナウイルス感染症対応の実績等を参考に、感染症危機発生時の速やかな有事体制への移行（外部人材を含めた動員リストの発動等）や業務の効率化（ICT活用、外部委託、一元化）を盛り込んだ健康危機対応計画を策定する。

1. 基本的な考え方

- 流行開始から初期の段階で、保健所業務を支援する人員を最大限確保するとともに、その後の更なる感染拡大に備えて、**人員確保と並行して、外部委託や一元化等の業務効率化を進めていくことが重要。**
- 対応する感染症については、予防計画と同様、まずは新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に取組むこととするが、健康危機発生時には想定外の事態が起こりうることも十分念頭に置く。

2. 健康危機対応計画の策定における留意点

(1) 健康危機対応計画とは

- 地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づいて策定
- 地域の特性や実情を踏まえて策定することが重要

(2) 健康危機対応計画の位置づけ

- 既存の手引書等を見直したものを健康危機対応計画として差し支えない
- **都道府県等の予防計画や保健所業務のBCPとの整合性**
- 市町村との連携に係る内容についても健康危機対応計画に定める

(3) 健康危機対応計画の記載内容

- 次の事項を記載することが望ましい。
 - ・ 業務量・人員数の想定
 - ・ 人材確保と育成に関する事項
 - ・ 保健所の組織体制に関する事項
 - ・ 保健所業務に関する事項
 - ・ 関係機関との連携に関する事項
 - ・ 情報管理・リスクコミュニケーションに関する事項
- 地域特性に応じた配慮や対応を要する事項の有無を検討して記載する。

(4) 実効性の担保と定期的な評価（レビュー）

- 健康危機対応計画の内容については、それを基にした実践型訓練等を通じて**不断の見直しを行い、実効性を担保することが重要。**
- 外部の学識者等も活用しながら、年に1回程度評価を行い改訂することが重要。

3. 平時における準備

(1) 業務量・人員数の想定

- 業務量の想定と業務効率化（ICT化、外部委託、一元化）の検討を行い、それらを踏まえて必要な人員数を想定するとともに、**人材確保・育成について計画する。**
- ★ 人員確保数・研修の実施回数は予防計画の数値目標となっている

(2) 組織体制

- 管理責任者及び指揮命令系統の明確化
- **保健所業務を支援する人員のリスト（動員リスト）の作成と定期的な点検・更新**
- 受援体制の整備、職員的安全・健康管理、施設基盤の確保

(3) 業務体制

- 相談対応：ICT活用、外部委託等の検討
- 医療・検査体制：都道府県、医療機関、地方衛生研究所等と連携し整備
- 積極的疫学調査：対応職員の育成、人員と物資の確保
- 健康観察：外部委託の検討、関係機関・市町村と連携した体制構築
- 移送：外部委託の検討、消防と連携した体制構築
- 入院・入所調整：都道府県での一元化の検討
消防・医療機関と連携した体制構築

(4) 関係機関等との連携

- 連絡先の明確化、互いの役割と対応能力、タイムリーな情報共有が重要。
- 協定等による公式な関係に加えて、会議や研修・訓練を通じた「顔の見える関係」を構築しておく。
- 連携先として、広域自治体としての都道府県、本庁、他の保健所、地方衛生研究所等、市町村、医療機関・薬局・訪問看護事業所等、検査所、消防機関、福祉施設、学校、保育所などがある。

(5) 情報管理・リスクコミュニケーション

- ICTを活用した情報管理を行い、医療機関に対して電磁的な方法による届出について説明・周知しておく。
- リスクコミュニケーションの手法の検討・計画とトレーニングを行う。

*参考：「感染症法等の改正を踏まえた…（中略）…保健所・地方衛生研究所等の健康危機対応計画（感染症）等に係る自治体向け説明会」（R5.6.29厚生労働省）資料より

感染症予防計画

： 感染症予防のための施策に関する計画

最終改訂：R6.3月

- * 国の基本指針に則す
- * 都道府県の策定義務（感染症法S10）
- * 新型コロナ対応踏まえ、R6改訂

大分県感染症予防計画（改定概要①）

1 計画改定の趣旨

○ 令和4年12月に成立した改正感染症法により、新型コロナウイルス感染症に関する取組を踏まえ改正された国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（国基本指針）」の改定に即し、大分県感染症予防計画を全面的に改定（章の新設・改編等により全12章構成）し、次なる新興感染症の危機に備えます。

2 計画の位置づけ

感染症法第10条に基づく県の推進計画
【大分県医療計画との整合性を図ります】

3 計画の期間

令和6年度～終期不定
【原則、国基本指針の改定（6年毎）に連動見直し】

4 改定協議の体制 「大分県感染症対策連携協議会」

県医師会、県薬剤師会、県看護協会、県獣医師会、高齢者施設等の関係団体、大分大学、県、市町村、検疫所、教育機関等 【22人】

5 計画の内容、数値目標

○ 県は、平時から感染症の発生及びまん延の防止に重点を置いた事前対応型の行政に取り組みます。また、県は、保健所を「地域における感染症対策の中核機関」、県衛生学研究環境センターを「県における感染症対策の科学的かつ技術的中核機関」とし、体制整備及び人材の育成等に取り組みます。…改正地域保健法に伴う対応も必要

章の略称	章の正式名称
1 基本的方向	感染症の予防に関する基本的な方向
2 知識・人権	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
3 予防・まん延防止	地域の実情に即した感染症の発生及びまん延の防止のための施策に関する事項、感染症及び病原体等に関する情報収集、調査、検査、分析、研究及び公表に関する事項
4 検査体制	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
5 医療体制	感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
6 療養環境	法に規定する新型インフルエンザ等感染症、又は新興感染症発出自費対象者の療養生活に係る環境整備に関する事項、療養施設の確保に関する事項
7 移送体制	感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
8 総合調整	法の規定による総合調整又は指示の方針に関する事項
9 緊急時施策	緊急時における感染症の発生及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
10 保健所体制	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
11 人材養成	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
12 数値目標	感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

- 直近実績である「新型コロナウイルス感染症」における経験等を踏まえ、新たに「数値目標（入院病床、発熱外来、検査の実施能力等）」を定めます。
- 新興感染症の発生に備え、医療・検査体制を迅速に整備するため、感染症対策連携協議会を基軸に関係団体・医療機関・大学等と連携・推進します。

「12数値目標」に定める目標項目	検査の実施能力 【学官連携】		平時における人材養成（研修・訓練）の回数	
	入院病床数	発熱外来機関数	保健所	協定指定医療機関、高齢者施設
目標値 （発生效後6か月までの対応）	525床	400機関	1,100件	年1回以上

R6 北部保健所 行動計画に反映

入院病床：68床
発熱外来：58医療機関

【巻末】

資料編

【図表：医療提供体制の医療圏別数値目標】

種別	東部	中部※	南部	豊肥	西部	北部	計
入院病床（床） 【感染症病床40床含む】	105	251	30	27	44	68	525
発熱外来（機関）	68	204	24	17	29	58	400



※中部医療圏における数値目標のうち、大分市分は、下記のとおりです。

入院病床（床）	215	発熱外来（機関）	174
---------	-----	----------	-----

*参考：大分県（健康政策・感染症対策課）ホームページより

医療措置協定

： 県と医療機関との間で締結する協定

県予防計画(第5章 2)

- ▶ 新型インフルエンザ等感染症の発生等の公表期間における、
- ① 入院体制
 - ② 外来診療体制・自宅療養者等への医療・療養支援体制
 - ③ 検査体制
 - ④ 後方支援体制
 - ⑤ 医療人材の派遣
 - ⑥ 個人防護具の備蓄等
- について定める

* 感染症法 § 36の3(I)
* 平時に定め、締結

2. 今後の施策

(1) 感染症に係る医療提供の考え方

- 県・保健所設置市は、新興感染症が発生した際に、医療機関が速やかに外来診療・入院医療・自宅療養者等への医療等を提供できるように、連携協議会や医療審議会等を活用した関係機関や医療関係団体、個人の連携により、平時から計画的に医療提供体制を確保します。
- 感染症指定医療機関及び協定指定医療機関 [図表 5-4] は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間においては、各医療機関の機能に応じ、それぞれの役割 [図表 5-5] を果たします。

[図表 5-4 : 第一種・第二種協定指定医療機関の概要]

種別	位置付け
第一種協定	医療措置協定に基づき、 <u>新型インフルエンザ等感染症・指定感染症の患者、又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する医療機関として、都道府県知事が指定した病院・診療所</u> [整備目標] は、「第 12 章 数値目標」を参照
第二種協定	医療措置協定に基づき、 <u>新型インフルエンザ等感染症・指定感染症の患者、又は新感染症の所見がある者に、発熱外来、自宅・宿泊療養施設・高齢者施設等において、必要な医療を提供する医療機関として、都道府県知事が指定した病院・診療所・薬局・訪問看護事業所</u> [整備目標] は、「第 12 章 数値目標」を参照

[図表 5-5 : 感染症に係る県内医療機関の役割一覧]

感染症 類型	感染症指定医療機関		協定指定医療機関		一般の 医療機関
	第一種	第二種	第一種 (入院)	第二種 (外来・療養)	
一類	○	-	-	-	-
二類	○	○	-	-	-
三類	-	-	-	-	○
四類	-	-	-	-	○
五類	-	-	-	-	○
新型インフルエンザ等	○	○	○	○	-
指定	*	*	*	*	-

* 指定感染症については、一～三類感染症、又は新型インフルエンザ等感染症に準じた措置を行います。また、新感染症については、その病原性や重症度、緊急性その他の理由に応じて、医療機関の役割を調整します。

* 大分県感染症予防計画 (R5改訂版) 第5章 2 (妙)

「大分県感染症予防計画」は、大分県ホームページにも掲出されています

本文へ 日本一のおんせん県おおいた ご利用ガイド 動画補助 Other Languages 翻訳窓口

Oita Prefectural Government 大分県

防衛ポータル 分類でさがす 目的でさがす 組織でさがす

現在地 [トップページ](#) > [組織からさがす](#) > [福祉保健部](#) > [健康政策・感染症対策課](#) > 大分県感染症予防計画

大分県感染症予防計画（令和5年度改定版）について

印刷ページの表示 ページ番号：0002258522 更新日：2024年3月28日更新

1. 計画の名称

大分県感染症予防計画（令和5年度改定版）

2. 計画の位置づけ

県においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）第9条第1項の規定により、厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「国基本指針」という。）に即して、感染症法第10条第1項の規定により、**「本県における感染症対策の総合的な推進を図る基本計画」として、「大分県感染症予防計画」を定める必要があります。**

3. 計画策定の背景

明治30年（1897年）に伝染病予防法が制定されて以来、医学・医療等の進歩、公衆衛生水準の向上、国民の健康・衛生意識の向上、人権の尊重、行政の公正性・透明性の確保の要請、国際交流の活発化、薬剤耐性を持つ微生物の増加、地球温暖化の進行等により、感染症を取り巻く環境は、著しく変化しています。

地球温暖化の進行においては、気温や降水量の変化に伴う病原体の自然宿主や媒介動物の生存域等の変化により、節足動物媒介感染症（マラリア、デング熱等）に罹患するおそれのある地域が世界的に拡大しており、日本においても流行の可能性が示唆されています。また、令和元年（2019年）に発生した新型コロナウイルス感染症は、大正7年（1918年）の「スペイン風邪」以来、100年ぶりに人類が経験する大きなパンデミック（感染が国境を越えて広がり、複数の国や大陸に拡散・同時流行した状態）となり、日本においても大規模かつ複数年に渡る流行が続きました。

これら感染症を取り巻く状況及び脅威に対応するためには、感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症患者に対する医療の提供、感染症及び病原体等に関する調査研究の推進、病原体等の検査体制の確立等、「総合的な感染症対策」を推進する必要があります。県は、感染症法第10条の2第1項の規定により、県が設置する「大分県感染症対策連携協議会」における協議等を経て、大分県感染症予防計画（令和5年度改定版）を策定しました。

4. 計画の期間

令和6年度～終期不定
 （原則、国基本指針の改定（6年毎）に連動見直し）

5. 計画の概要・本文

- [大分県感染症予防計画（令和5年度改定版）の概要 \[PDFファイル/32KB\]](#)
- [大分県感染症予防計画（令和5年度改定版）の本文 \[PDFファイル/815KB\]](#)

- 県は、平時から感染症の発生及びまん延の防止に重点を置いた事前対応型の行政に取り組みます。
- 県は、直近の実績である「新型コロナウイルス感染症」における経験等を踏まえ、数値目標（入院病床、発熱外来、検査の実施能力等）を定め、その達成に向けて取り組みます。
- 県は、保健所を「地域における感染症対策の中核機関」、県衛生研究環境センターを「県における感染症対策の科学的かつ技術的中核機関」とし、体制整備及び人材の育成等に取り組みます。
- 県は、新興感染症の発生に備え、医療・検査体制を迅速に整備するため、大分県感染症対策連携協議会を基軸に関係団体・医療機関・大学等と連携及び推進します。

このページに関するお問い合わせ先
[健康政策・感染症対策課](#)